

高山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 防疫等作業手当の新設

感染症防疫作業又は家畜伝染病防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当として防疫等作業手当を支給する。なお、感染症防疫作業のうち新型コロナウイルス感染症に係る手当にあつては、特例として支給する。

(1) 感染症防疫作業

種類	対象職員	対象業務	手当の額(日額)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症並びに市長が認める感染症	感染症が発生し、又は発生のおそれのある場合において防疫作業に従事した職員（医師を除く。）	・感染症患者（疑いを含む。）の救護 ・病原体の付着した物件（疑いを含む。）の処理作業	290円
新型コロナウイルス感染症	患者を受け入れる病院、宿泊施設等において、市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員	市長が定める作業	3,000円 （身体に直接接触する作業や長時間にわたり接する作業は4,000円）

(2) 家畜伝染病防疫作業

種類	対象職員	対象業務	手当の額(日額)
家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病（口蹄疫、鳥インフルエンザ及び市長が認める家畜伝染病に限る。）	まん延を防止するために行う防疫作業に従事した職員（獣医師を除く。）	・家畜のと殺 ・家畜の死体の焼却又は埋却 ・畜舎等の消毒 ・市長が必要と認める作業	380円 （著しく危険であると市長が認める作業は760円）

2. 施行期日 公布の日

3. 適用 令和2年4月1日から適用する。